

令和4年10月7日

商工会員各位

清須市教育委員会事務局
教育部生涯学習課

「女性の活躍促進宣言」ご提出のお願い

平素は市教育行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、愛知県では、女性の活躍促進に向けた取組を表明する「宣言」を県内企業・団体等から募集しており、清須市は、令和4年3月に「第2次清須市男女共同参画プラン」を策定し、その取組のひとつとして、「女性の活躍促進宣言」を表明しました。

市内企業・事業所様等にも、この女性の活躍促進にご賛同いただき、宣言の提出していただきますよう、お願い申し上げます。

「女性の活躍促進宣言」をしていただく手順としては、宣言様式に、女性の活躍促進に向けた「組織のトップからのメッセージ」や「今後の取組内容」などを地域や業種などの実情に応じ自由に記載していただき、愛知県男女共同参画推進課にご提出いただくのみです。

宣言していただいた企業・団体は「あいち女性の活躍促進応援サイト」に宣言企業等として掲載されます。

※電子申請による提出も可能です。

詳しくは、<http://aichi.jyokatsu.jp/advance/declaration.html>をご覧ください

■ 「あいち女性輝きカンパニー」認証制度について

女性の活躍促進に向け、環境づくりなど様々な取組を行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として県が認証することにより、働く場における女性の「定着」と「活躍」を図ります。

認証のメリットとして、

- ① 企業のイメージアップ・PR
- ② 愛知県の公契約に係る入札等において、社会的価値を有する企業として評価

- ③ 協賛金融機関における認証企業を対象として融資の金利優遇
- ④ 県が行う各種セミナーなど女性の活躍に関する情報を提供
- ⑤ ウィルあいちの利用料優遇 があります。

対象・認証基準・認証の有効期間・申請方法等については、「あいち女性の活躍促進応援サイト」をご覧ください。

■公契約における認証企業等の加点評価制度について
公契約に係る入札等においても、「あいち女性輝きカンパニー」の認証制度や、県への「女性の活躍促進宣言」について、**社会的価値を有する企業として評価の対象**としている県内市町村もあります。

ご不明な点は、

愛知県県民文化局男女共同参画推進課
電話：052-954-6657
へお問い合わせください。